

福島県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和7年7月

福 島 県

目 次

第1	基本計画の趣旨	1
第2	農村地域への産業の導入の目標	2
第3	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	4
第4	農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	5
第5	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の 調整に関する方針	5
第6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	7
第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の 円滑化に関する事項	8
第8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために 必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	9
第9	その他必要な事項	10

第 1 基本計画の趣旨

本県における農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号 以下「旧農工法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、国が定める基本方針に即応して、「福島県農村地域工業等導入基本計画」を策定し、計画的に工業等の導入促進を図ってきた。

この結果、昭和 46 年の制度発足以降これまで、旧農工法第 5 条第 1 項に基づく実施計画の策定された多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。

しかし、今日の農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持、農地の保全等に影響がみられるなど、地域活力の向上が課題となっている。

また、本県では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により農業及び産業に大きな被害を受け、今なお続く根強い風評の払拭や帰還困難区域の復興・再生などの課題も依然として残されている。

福島県総合計画に掲げる基本目標「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」を実現し、本県農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりの実現や、産業振興による本県経済の活性化と雇用の場の創出の実現のためには、農村地域の持つ様々な資産を活用した多様な就業機会の確保が重要であり、地域の自主性と連携に基づく計画的な企業誘致、産業振興等を進めることが重要となっている。

こうした中、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）の制定により、法律の名称が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）に改められるとともに、農村地域への導入の対象となる業種として定められていた工業等 5 業種（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）の限定が廃止された。さらに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の制定による農村産業法の一部改正により、「導入すべき産業の業種」を基本計画（農村産業法第 4 条に定める基本計画をいう。）に定めることとされていた規定が廃止された。

今後は、人口減少社会のなかで農村地域における持続可能な農業と産業の均衡ある発展を進めるため、農業を支援する機能を有する ICT 関連産業、医療・福祉サービス産業や今後の成長が期待される再生可能エネルギー、ロボット、航空宇宙産業等、これまで以上に多様な産業を視野に入れて立地・導入を促進することで地域産業の育成・集積に取り組むとともに、導入産業と農業とが土地利用調整を行うことで、農地の集積・集約化を推進し、農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。

そこで、法改正や国が定める「農村地域への産業の導入に関する基本方針（平成 29 年 8 月 25 日付け官庁報告）」等を踏まえ、従前の「福島県農村地域工業等導入基本計画」を「福島県農村地域への産業の導入に関する基本計画」として、次のとおり変更する。

第2 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入産業の業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることとなるが、当該業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、雇用創出効果と必要とする施設用地面積との均衡がとれた業種を選定する。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定する。

(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であるため、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられるか否かに関わらず、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断する。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

(4) 地域資源を活用した産業については、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の積極的な導入が促進されるよう配慮する。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

農村産業法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、

例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域を対象に、旧福島市（平成 20 年 7 月 1 日に行われた市町合併前の福島市）、郡山市及びいわき市を除く全域とする。この地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保するとともに、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 13 条第 1 項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）等の担い手の確保、に地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる事項に留意する。

（１）各種土地利用計画と調整を行うこと

国土利用計画、福島県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種土地利用計画について、あらかじめ各土地利用計画担当部局と十分調整を行う。

この場合、特に、当該地域に産業を導入することにより、農用地利用計画等に支障を及ぼすおそれのある、又はその周辺の農用地等の利用に支障を及ぼすおそれのある産業導入地区の区域の設定は避けるものとする。

また、基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）を策定している地域においては、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進及び周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう産業導入地区を設定することとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

（２）過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先することとする。

また、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

（３）立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者の立地取り止めや、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

（４）環境保全に配慮すること

産業の導入は自然環境の保全に留意しつつ、適正に推進する必要があることから、自然公園の

特別保護地区・特別地域、国又は県が指定した自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区、史跡名勝記念物等の指定地及びこれらの地域の周辺でこれらの地域の良好な自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが大きい地域については、産業の導入地区の設定を避けるものとし、自然公園の普通地域、特別保護地区外の鳥獣保護区及び県が指定した緑地環境保全地域並びに周知の埋蔵文化財包蔵地についても産業導入地区の設定を極力避ける。

3 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、認定農業者等の担い手（その後継者を含む）となる農業労働力の確保・育成に十分留意の上、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動き

に対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画や農林水産業・地域の活力創造プランで示された国の政策の方向及び福島県総合計画や福島県農林水産業振興計画に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、基盤強化法第6条第1項の規定に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、地域計画の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の区域の設定については、第2の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」による。ただし、農業振興地域整備計画が定められている市町村にあつては、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合、地域の実情を踏まえつつ以下の1～5の調整方針に基づき、施設用地と農用地等との利用の調整を行う。

なお、1～5に基づく調整については、市町村の商工担当部局及び農政部局のほか、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整を行った結果について、実施計画に具体的に反映するものとする。

1 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- （１）集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- （２）小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- （３）地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

3 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

4 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。なお、8 年を経過した事業についても、事業地区内の構築物の耐用年数を考慮の上で産業導入地域の区域に含めるかどうかの検討を行うこと。

5 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記 1 から 3 までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、「農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連農地整備事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、県の担当部局と十分に調整を行うこと。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる

技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 技術者の確保及び関連企業との交流・連携等

先端技術産業等高度な技術・知識を必要とする産業の導入に当たっては、研究開発、情報提供、交流施設、人材育成等の周辺支援体制の整備が重要であることから関連施設の整備に努めるとともに、地域に立地している企業がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう既存の公設の試験研究機関や中小企業支援センター等を積極的に活用するものとする。

3 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

1 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等の基盤整備を一層推進する。また、導入・普及を進めているスマート農業技術の活用に適した基盤整備を推進するとともに、農業生産近代化施設及

び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）等の関係諸法令、環境基本計画、福島県環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努めるなど、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備、職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は過疎地域、振興山村地域等における人口の流出の抑止、地域経済の発展に寄与する等、地域振興に果たす役割が大きいことを踏まえ、過疎地域、振興山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

4 農業団体等の参画

実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入、農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、本制度の運用に当たっては、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び東北農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国や県、市町村が講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、ホームページで紹介するなど当該土地の活用を図る。

また、産業の導入見込みがない地区については、導入地区の縮小や取消しを検討する。

8 企業撤退時のルール

市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に、立地を想定していた企業がその立地を取り止めるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して調整した上で産業導入地区の区域を設定すること又は次項のフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

- (1) 企業撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求

める取組を行うよう努める。

- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進することも考えられる。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、実施計画に係る取組の進捗状況、目標達成状況等を以下のようにフォローアップすることが望ましい。フォローアップを行うに当たっては、実施する項目、実施した結果を目標達成に活かすための具体的な体制又は方策、達成出来なかった場合の処理方針等について実施計画に記載することが望ましい。

- (1) 実施計画を策定又は変更した市町村は、実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。計画期間を長期に設定する場合には、5年を経過した後も継続的なフォローアップを行う。産業導入地区内に遊休地がある市町村は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。
- (2) フォローアップを行うときは、産業導入地区、当該区域の土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、導入産業への農業従事者の就業の状況、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善の状況、産業導入地区内の遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策について確認を行うとともに、企業撤退時のルールづくり、フォローアップ体制等について確認を行う。

市町村による確認の結果、遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標又は農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、市町村はその理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに事業計画の変更、縮小及び廃止も含めた見直しを行う。見直しにおいては、産業導入地区の区域を縮小し、遊休地を農地として利用することも含めて検討する。

なお、確認・検討結果等については、県を通じて国に共有する。

- (3) 実施計画の策定後、市町村は、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行うものとする。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みがない場合、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行うものとする。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地した場合、実施計画の変更を検討するものとする。この場合において、実

施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付けるものとする。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行うものとする。

- (4) 旧農工法に基づき既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。